身体障害者医学的判定カード3 (内部障害用:補装具費支給意見書)

受付番号	:	手工 一	,)			身体障害者更生	E相談所:和歌山県子ども・障	害者相談センター	
相談日	平成 年	月 日				手	帳区分: 1身体障	害者 2戦傷病者	3 他()	
フリガナ 氏 名				男 女 月日	職・		() 	在宅: 独居・ 人暮 入院・入・通所(òl)	
住所	A A A A A A A A A A									
	障害名:									
手 帳	程度: 種 約	吸 番号:	 第	 号	交 昭和・平成	年	月 日 追加·変更· i	再交付 昭和・平成 年	 · 月 日	
起 因 傷病名	病名:				17)	原因:疾病	・ 先天性 ・ 交通 ・	労災・その他事故・戦	傷・その他	
現 大正・昭和・平成・ 令和 年 月 日発症 合重										
病					併複 症障 及害					
歴					び等					
詳										
細	1. 心臓機能障害	2. じん臓機	後記草書	3. 呼吸器核	赞能障害 4	その他()		
な										
る <u></u>	現 症									
現										
症	検査等の所見									
及										
U L										
肢	活動能力の程度 (該当するものを○でかこむこと、その他は詳細を括弧に記載下さい) 1. 家庭内での普通の日常生活活動又は社会での極めて温和な日常生活活動については支障がなく、それ以上の活動でも著しく制限されることがない。									
体	階段を人並みの速さではのぼれないが、ゆっくりならのぼれる。									
不	不 2. 家庭内での普通の日常生活活動または社会での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動は著しく制限される。 階段をゆっくりでものぼれないが、途中休みながらならのぼれる。又は人並みの速さで歩くと息苦しくなるが、ゆっくりなら歩ける。									
自	3. 家庭内での極めて温和な日常生活活動には支障はないが、それ以上の活動は著しく制限される。 ゆっくりでも少し歩くと息切れがする。									
由の	4. 自己の身辺の日常生活活動を著しく制限される。									
状	息苦しくて身のさ	まわりのこともでき	ない。							
況	5. その他()	
	坛行!	・ 装具・ 杖) ・ 装具・ 杖)				移動	室内:歩行・車は・屋外:歩行・車は・)	
/		つかまり立ち・独力		·不可		着脱衣	自立・介助(部分・全			
作 程	坐 位 『『正座・長	坐・胡座・ 椅子坐	位)・不可			摂 食	自立・ 介助(部分・全	域)、利き手 右・左	••••••••••••	
	指動作 正常・		月性欠く	46 T/√86n+/	DUNES + Amt \	i	自立・介助(部分・全	域)		
結 果 1	補装具:製作・修 (要 ・ 否	理	ツ種日、名	咐、及ひ処万(別添 有・無)	寺 】				
指 2		相当、	新田 日ご マ							
不	のとおり意 見っ	1	別果見込み	••						
令	和 年 月		機関名 科名及びTi	EL.			医師名		(FI)	